資料編

1　平成10年10月以降の主な出来事

（平成10年～11年）

年　月　日	出　来　事	内　　容
平成10.10. 1	長崎出張所の開設と宇野港出張所，長崎港出張所，長崎空港出張所の廃止	長崎県長崎市に福岡入管局長崎出張所が開設されるとともに，広島入管局宇野港出張所，福岡入管局長崎港出張所，同局長崎空港出張所が廃止された。
10.10.30	中国人不法入国者の集団送還（第26次）	中国人不法入国者213人を中国向け送還した。
10.11. 2 ～12. 1	不法滞在外国人集中摘発の実施	全地方入管局において集中摘発を実施し，入管法違反外国人1,018人（男性542人・女性476人）に対して，退去強制手続を執った。
10.11.25	第26回「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」の開催	法務省，警察庁，外務省，大蔵省，海上保安庁，労働省など関係省庁が情報交換を行い，協力体制をより一層緊密にして入管法違反事犯に適切に対処することを目的とし，広島市内において，第26回「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」が開催された。
10.11.30 ～12. 1	第12回「東南アジア諸国等出入国管理セミナー」の開催	法務省において，14か国（地域）を招へいして，第12回「東南アジア諸国等出入国管理セミナー」が開催された。
10.12. 1	オーストラリアへの査証免除措置の実施	オーストラリア当局が発行した有効な旅券を持つオーストラリア国民に対し，一定の要件の下に一方的査証免除措置が実施された。
10.12. 7	韓国との査証免除措置の実施	韓国との間で，外交又は公用の旅券所持者に対して，一定の要件の下に相互査証免除措置が実施された。
10.12.22	デンマーク政府発行の「外国人旅券」を承認	デンマーク政府発行の外国人旅券を，有効な渡航文書として承認した。
11. 1.17 ～ 2. 5	不法滞在外国人集中摘発の実施	全地方入管局において集中摘発を実施し，入管法違反外国人1,005人（男性475人・女性530人）に対して，退去強制手続を執った。
11. 1.25	中国人不法入国者の集団送還（第27次）	中国人不法入国者219人を中国向け送還した。
11. 2. 4	研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針の策定	研修生及び技能実習生の受入れの適正化を推進するため，指針を策定した。
11. 2. 8	南アフリカ共和国発行の「子供旅券」を承認	南アフリカ共和国政府発行の子供旅券を有効な渡航文書として承認した。

（平成１１年）

年　月　日	出　来　事	内　　容
11. 2.14	ポーランドとの査証免除措置の実施	ポーランドとの間で，一般旅券所持者に対して，一定の要件の下に相互査証免除措置が実施された。
11. 2.24 ～ 2.26	第４回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」の開催	大阪入管局関西空港支局等において，19か国（地域）を招へいして，第４回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」が開催された。
11. 3. 9	第９回「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」の開催	法務省，労働省，警察庁の３省庁により不法就労外国人対策等関係局長連絡会議を開催し，不法就労外国人対策の現状と今後の施策等について協議を行った。
11. 3.23	「出入国管理行政の現状と21世紀の課題」の取りまとめ	第３次「出入国管理政策懇談会」において最終協議がなされ，「出入国管理行政の現状と21世紀の課題」が取りまとめられた。
11. 4. 1	韓国との協定に基づくワーキング・ホリデー制度の実施	韓国との間の協定に基づき，ワーキング・ホリデー査証の無償発給が実施された。
	名古屋入管局中部国際空港準備室の新設	名古屋入管局中部国際空港準備室が新設された。
	成田空港支局偽変造文書対策室の新設	東京入管局成田空港支局偽変造文書対策室が新設された。
11. 4.23	中国人不法入国者の集団送還（第28次）	中国人不法入国者212人を中国向け送還した。
11. 5.10 ～ 6. 6	不法滞在外国人集中摘発の実施	全地方入管局において集中摘発を実施し，入管法違反外国人818人（男性415人・女性403人）に対して，退去強制手続を執った。
11. 6. 1 ～ 6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン月間」の実施	不法就労の防止について外国人や事業主，地方自治体，在日外国大使館等に理解と協力を呼び掛けた。（一日東京入国管理局長：石坂浩二さん，大阪一日入国管理局長：島田陽子さんに委嘱）
11. 6.28 ～ 7.23	不法滞在外国人集中摘発の実施	名古屋及び大阪入管局において集中摘発を実施し，入管法違反外国人634人（男性289人・女性345人）に対して，退去強制手続を執った。
11. 7. 1	西日本入国管理センターの拡充	収容施設を拡充し，収容定員を250人から300人とした。
11. 7. 2	中国人不法入国者の集団送還（第29次）	中国人不法入国者219人を中国向け送還した。
11. 7.20	バチカン市国との外交旅券所持者に係る査証免除措置の実施	バチカン市国との間で外交旅券所持者に対して，一定の要件の下に相互査証免除措置が実施された。

（平成１１年）

年　月　日	出　来　事	内　　容
11. 8. 1	ロシア人に対する数次査証発給者の拡大	商用を目的とするロシア人に対して，一定の要件の下に，数次査証発給の範囲が拡大された。
11. 8.18	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」及び「外国人登録法の一部を改正する法律」の公布（平成11年法律第135号及び平成11年法律第134号）	不法在留罪の新設，不法残留者等の上陸拒否期間の伸長及び再入国許可の有効期間の伸長を規定した「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が公布された。また，外国人登録における指紋押捺制度を廃止する等の改正がなされた「外国人登録法の一部を改正する法律」が公布された。
11. 9.23	モナコ公国との一般旅券所持者に係る査証免除措置の実施	モナコ公国との間で，一般旅券所持者に対して，一定の要件の下に相互査証免除措置が実施された。
11.10. 1	在留期間の見直しに係る入管法施行規則（省令）改正	「規制緩和推進３カ年計画」（平成10年３月31日閣議決定）等を踏まえ，また，申請者の負担軽減及び審査業務の簡素合理化等の観点から，在留期間の見直しを行い，入管法施行規則を改正した。
	宮崎出張所の開設と箱崎出張所，水俣港出張所，細島港出張所の廃止	宮崎県宮崎市に福岡入管局宮崎出張所が開設されるとともに，東京入管局箱崎出張所，福岡入管局水俣港出張所，同局細島港出張所が廃止された。
11.10.13	第27回「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」の開催	法務省，警察庁，外務省，大蔵省，海上保安庁，労働省など関係省庁が情報交換を行い，協力体制をより一層緊密にして入管法違反事犯に適切に対処することを目的とし，高松市内において，第27回「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」が開催された。
11.10.18	中国人不法入国者の集団送還（第30次）	中国人不法入国者219人を中国向け送還した。
11.11. 1	研修生・技能実習生に係る提出書類の見直し	研修生受入れ団体等から出された要望に基づき検討を行った結果，提出書類について簡素化が実施された。
11.11. 1	東日本入国管理センターの拡充	収容施設を拡充し，収容定員を300人から449人とした。
11.11. 1 ～11.26	不法滞在外国人集中摘発の実施	東京入管局において集中摘発を実施し，入管法違反外国人1,324人（男性668人・女性656人）に対して，退去強制手続を執った。

（平成11年～12年）

年　月　日	出　来　事	内　　容
11.11.24 ～11.25	第13回「東南アジア諸国等出入国管理セミナー」の開催	法務省において，13か国（地域）を招へいして，第13回「東南アジア諸国等出入国管理セミナー」が開催された。
11.12. 1	エストニア共和国との査証免除措置の実施	エストニア共和国との間で，一般旅券所持者に対して，一定の要件の下に相互査証免除措置が実施された。
	フランスとの口上書の交換によるワーキング・ホリデー制度の実施	フランスとの間の口上書の交換に基づき，ワーキング・ホリデー査証の無償発給が実施された。
11.12.20	マカオの中国返還 マカオ特別行政区旅券を有効な渡航文書として承認	中国ーポルトガル共同宣言等に基づき，マカオが中国に返還され，返還日以降，マカオ特別行政区旅券（マカオSAR旅券）を入管法上有効な旅券として取り扱うこととなった。
11.12.28	「留学生及び就学生の入国・在留審査に係る審査方針」の策定	今後の審査の方向性を示すために「留学生及び就学生の入国・在留審査に係る審査方針」を策定した。
12. 1.～	改正入管法施行を前にした入管法違反者の大挙出頭申告	不法在留罪の新設などを盛り込んだ改正入管法の施行（12.2.18施行）を前にし，同法の施行までに退去強制手続を受けようとする入管法違反者が一部地方入管局に大挙出頭申告した。
12. 1. 1	千葉出張所の開設と千葉港出張所，木更津港出張所，衣浦港出張所，坂出港出張所の廃止	千葉県千葉市に東京入管局千葉出張所が開設されるとともに，同局千葉港出張所，同局木更津港出張所，名古屋入管局衣浦港出張所，高松入管局坂出港出張所が廃止された。
12. 1.14	中国人不法入国者の集団送還（第31次）	中国人不法入国者210人を中国向け送還した。
12. 1.17 ～ 2.10	不法滞在外国人集中摘発の実施	全地方入管局（東京入管局を除く。）において集中摘発を実施し，入管法違反外国人436人（男性171人・女性265人）に対して，退去強制手続を執った。
12. 2.15 ～ 2.18	第5回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」の開催	東京入管局成田空港支局等において，19か国（地域）を招へいして，第５回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」が開催された。
12. 2.18	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の施行（平成11年法律第135号）	不法在留罪の新設，不法残留者等の上陸拒否期間の伸長及び再入国許可の有効期間の伸長を規定した「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が施行された。

年　月　日	出　来　事	内　　容
12. 3. 7	第10回「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」の開催	法務省，労働省，警察庁の３省庁により不法就労外国人対策等関係局長連絡会議を開催し，不法就労外国人対策の現状と今後の施策等について協議を行った。
12. 3.14	技能実習対象職種の拡大	４職種（耕種農業，畜産農業，加熱性水産加工食品製造，非加熱性水産加工食品製造）を技能実習対象職種に加えた。
12. 3.25	日露航空協定に基づく無査証入国制度の廃止	ロシア連邦航空機の乗員すべてについて，一般航空会社乗組員と同様の取扱いを行うこととなった。
12. 3.30	第４次「出入国管理政策懇談会」の開催	第４次「出入国管理政策懇談会」の第1回会合が開催され，「第２次出入国管理基本計画」及び懇談会の進め方等について協議された。
12. 4. 1	ラトビア共和国との一般旅券に係る査証免除措置の実施	ラトビア共和国との間で，一般旅券所持者に対して，一定の要件の下に相互査証免除措置が実施された。
	リトアニア共和国との一般旅券に係る査証免除措置の実施	リトアニア共和国との間で，一般旅券所持者に対して，一定の要件の下に相互査証免除措置が実施された。
	関西空港支局偽変造文書対策室の新設	大阪入管局関西空港支局偽変造文書対策室が新設された。
	「外国人登録法の一部を改正する法律」の施行 (平成11年法律第134号)	非永住者の指紋押なつを廃止し，署名及び家族事項の登録を定めること，登録原票の一定範囲の開示制度を新設することなどを定めた「外国人登録法の一部を改正する法律」が施行された。
12. 4.28	中国人不法入国者の集団送還（第32次）	中国人不法入国者51人を中国向け送還した。
12. 5.15 ～ 6. 2	不法滞在外国人集中摘発の実施	東京入管局において集中摘発を実施し，入管法違反外国人1,040人（男性637人・女性403人）に対して，退去強制手続を執った。
12. 6. 1 ～ 6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン月間」の実施	不法就労の防止について外国人や事業主，地方自治体，在日外国大使館等に理解と協力を求めて呼び掛けた。（東京一日入国管理局長：杉良太郎さん，大阪一日入国管理局長：神田正輝さんに委嘱）
12. 7.15	24時間照会・回答の開始	東京入管局企画管理部門情報管理担当（幕張分室）において，出入国記録・外国人登録記録及び退去強制記録に係る24時間照会・回答を開始した。

（平成１２年）

年　月　日	出　来　事	内　　容
	フランスとの協定に基づくワーキング・ホリデー制度の実施	フランスとの間の協定に基づき，ワーキング・ホリデー査証の無償発給が実施されることになった。
12. 7.21 ～23	九州・沖縄サミット（先進国首脳会議）の開催	7月21日から23日まで首脳会合が沖縄で開催されたほか，同月８日には福岡で蔵相会合が，同月12日から13日には宮崎で外相会合が開催された。
12. 9.13	中国人訪日観光旅行団体（第一陣）の入国	平成12年６月に行われた日中両国政府の口上書の交換に基づき，中国人訪日観光旅行団体の第一陣が入国した。
12. 9.11 ～ 9.29	不法滞在外国人集中摘発の実施	全地方入管局において集中摘発を実施し，入管法違反外国人1,098人（男性529人・女性569人）に対して，退去強制手続を執った。
12. 10. 1	佐賀出張所の開設と尼崎港出張所，呉港出張所，唐津港出張所，伊万里港出張所の廃止	佐賀県佐賀市に福岡入管局佐賀出張所が開設されるとともに，大阪入管局神戸支局尼崎港出張所，広島入管局呉港出張所，福岡入管局唐津港出張所，同局伊万里港出張所が廃止された。
12. 11. 9	第28回「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」の開催	法務省，警察庁，外務省，大蔵省，海上保安庁，労働省など関係省庁が情報交換を行い，協力体制をより一層緊密にして入管法違反事犯に適切に対処することを目的として，仙台市内において，第28回「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」が開催された。
12.11.13 ～ 12. 1	不法滞在外国人集中摘発の実施	東京入管局において集中摘発を実施し，入管法違反外国人1,198人（男性729人・女性469人）に対して，退去強制手続を執った。
12.11.27 ～11.28	第14回「東南アジア諸国等出入国管理セミナー」の開催	法務省において，15か国（地域）を招へいして，第14回「東南アジア諸国等出入国管理セミナー」が開催された。
12.11.29	「入管50周年記念シンポジウム」の開催	法務省において，財団法人入管協会と共催して「入管50周年記念シンポジウム」が開催された。
12.12.25	「投資・経営」の基準に係るガイドライン策定	外国人が日本においてより円滑に投資・経営を行い得るようガイドラインを策定した。
12.12. 1	ドイツとの口上書に基づくワーキング・ホリデー制度の実施	ドイツとの間の口上書の交換に基づき，ワーキング・ホリデー査証の無償発給が実施された。
12.12.12	「国連国際組織犯罪防止条約」に署名	12月12日・13日の両日，イタリア・パレルモにおいて行われた「国連国際組織犯罪防止条約署名会議」で，条約への署名が行われた。

（平成１３年）

年　月　日	出　来　事	内　　容
13. 1. 6	法務省入国管理局総務課入国管理企画官の新設	中央省庁等改革の一環として，法務省入国管理局政策課が廃止され，同局総務課入国管理企画官が新設された。
13. 1.29 ～ 2.23	不法滞在外国人集中摘発の実施	名古屋及び大阪入管局において集中摘発を実施し，入管法違反外国人457人（男性171人・女性286人）に対して，退去強制手続を執った。
13. 2. 9	中国人不法入国者の集団送還（第33次）	中国人不法入国者48人を中国向け送還した。
13. 2.20 ～ 2.23	第６回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」の開催	大阪入管局関西空港支局等において，20か国（地域）を招へいして，第６回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」が開催された。
13. 3. 6	第11回「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」の開催	法務省，厚生労働省，警察庁の３省庁により不法就労外国人対策等関係局長連絡会議を開催し，不法就労外国人対策の現状と今後の施策等について協議を行った。
13. 3.30	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」等の公布	日本語教育機関の設備及び編制についての審査・証明事業に関連する諸規定の整備が行われた。
13. 4. 1	浦和出張所及び千葉出張所に摘発専従班を新設	入管法違反者の摘発体制の強化を目的として，東京入管局浦和出張所及び同局千葉出張所に摘発専従班が新設された。
13. 4.16	英国との口上書に基づくワーキング・ホリデー制度の実施	英国との間の口上書の交換に基づき，ワーキング・ホリデー査証の無償発給が実施された。
13. 5.14 ～ 6. 1 6.18 ～ 6.29	不法滞在外国人集中摘発の実施	東京入管局において集中摘発を実施し，入管法違反外国人1,380人（男性849人・女性531人）に対して，退去強制手続を執った。
13. 5.19 ～ 5.27	東アジア競技大会の開催	大会関係者に対して査証免除措置が実施された。
13. 6. 1 ～ 6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン月間」の実施	不法就労の防止について外国人や事業主，地方自治体，在日外国大使館等に理解と協力を呼び掛けた。（大阪一日入国管理局長：堀ちえみさんに委嘱，上智大学鬼頭宏教授による講演）
13. 6.15	一日入国審査官の実施	東京入管局成田空港支局において，成田市立玉造中学校２年生５名が一日入国審査官を体験した。
13. 7. 1	日本人EDカードの廃止	日本人EDカードを廃止した。

（平成１３年）

年　月　日	出　来　事	内　　容
13. 7.10	国際組織犯罪等対策推進本部の設置	急増している国際組織犯罪等に対して，有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として，内閣官房長官を本部長として国際組織犯罪等対策推進本部が設置され，不法入国・不法滞在等の問題への対策について協議がなされた。
13. 9.10 ～ 9.28 10. 9 ～10.12	不法滞在外国人集中摘発の実施	東京入管局において集中摘発を実施し，入管法違反外国人1,359人（男性844人・女性515人）に対して，退去強制手続を執った。
13. 9.11	米国同時多発テロ事件	ハイジャックされた民間航空機が世界貿易センタービル及び国防総省等に相次いで突入する自爆テロが発生した。
13. 9.21	中国人不法入国者の集団送還（第34次）	中国人不法入国者93人を中国向け送還した。
13.10. 1	横須賀港出張所，鹿児島空港出張所の廃止	東京入管局横浜支局横須賀港出張所，福岡入管局鹿児島空港出張所が廃止された。
13.10. 7	アフガニスタンにおける武力行使開始	米国及び英国を中心とする諸国が，アフガニスタンにおいて武力行使を開始した。
13.10.23 ～11. 1	不法滞在外国人集中摘発の実施	東京入管局において新宿・歌舞伎町集中摘発を実施し，入管法違反外国人193人（男性95人・女性98人）に対して，退去強制手続を執った。
13.11. 1	「被収容者処遇規則の一部を改正する省令」の施行	被収容者の人権により一層配慮することを目的に，被収容者処遇規則が改正され（13.9.28），施行された。
13.11. 5 ～11.30	不法滞在外国人集中摘発の実施	全地方入管局において集中摘発を実施し，入管法違反外国人1,190人（男性612人・女性578人）に対して，退去強制手続を執った。
13.11. 8	第29回「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」の開催	法務省，警察庁，外務省，財務省，海上保安庁，厚生労働省など関係省庁が情報交換を行い，協力体制をより一層緊密にして入管法違反事犯に適切に対処することを目的とし，名古屋市内において，「第29回入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」が開催された。
13.11.26 ～11.28	第15回「東南アジア諸国等出入国管理セミナー」の開催	法務省において，13か国（地域）を招へいして，第15回「東南アジア諸国等出入国管理セミナー」が開催された。

（平成13年～14年）

年　月　日	出　来　事	内　　容
13.11.30	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の公布（平成13年法律第136号）	上陸拒否事由及び退去強制事由の整備，法務大臣が入国審査官に事実の調査を行わせることができること等を規定した「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が公布された。
13.12. 1	静岡出張所の開設と清水港出張所，田子の浦港出張所の廃止	静岡県静岡市に名古屋入管局静岡出張所が開設されるとともに，同局清水港出張所，同局田子の浦港出張所が廃止された。
13.12.22	アフガニスタン暫定政権成立	アフガニスタン各派の代表が今後の和平プロセスに関する合意を達成し（ボン合意），暫定政権が発足した。
13.12.28	「入管法第７条第１項第２号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行 IT技術者受入れに係る法務省告示（シンガポール等）	基準省令の一部を改正し，IT技術者受入れに関する特例措置が採られた。 シンガポールの機関が認定する情報処理技術に関する資格取得者等をIT技術者受入れに関する特例措置の対象とした。
14. 2.26 ～ 2.27	第７回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」の開催	東京入管局成田空港支局等において，20か国（地域）を招へいして，第７回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」が開催された。
14. 2.26 ～ 3. 9	不法滞在外国人集中摘発の実施	東京入管局において新宿・歌舞伎町集中摘発を実施し，入管法違反外国人119人（男性35人・女性84人）に対して，退去強制手続を執った。
14. 3. 1	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の施行（平成13年法律第136号）	いわゆるフーリガン条項等を規定した「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が施行された。
14. 3. 6	第12回「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」の開催	法務省，厚生労働省，警察庁の３省庁により不法就労外国人対策等関係局長連絡会議を開催し，不法就労外国人対策の現状と今後の施策等について協議を行った。
14. 3.22	スロバキア共和国との一般旅券所持者に係る査証免除措置の実施	スロバキア共和国との間で，一般旅券所持者に対して，一定の要件の下に相互査証免除措置が実施された。
14. 3.22	中国人不法入国者の集団送還（第35次）	中国人不法入国者99人を中国向け送還した。
14. 4. 1	東京入管局会計課，用度課の新設 宇都宮出張所及び高崎出張所に摘発専従班を新設	東京入管局経理課が廃止され，同局会計課，同局用度課が新設された。 入管法違反者の摘発体制の強化を目的として，東京入管局宇都宮出張所及び高崎出張所に摘発専従班が新設された。

（平成１４年）

年　月　日	出　来　事	内　　容
14. 4.18	成田空港の暫定平行滑走路の供用開始	成田空港の暫定平行滑走路が供用開始された。
14. 5. 1	甲府出張所，岐阜出張所，大津出張所の開設	山梨県甲府市に東京入管局甲府出張所，岐阜県岐阜市に名古屋入管局岐阜出張所，滋賀県大津市に大阪入管局大津出張所が開設された。
14. 5. 8	在瀋陽日本国総領事館事件	在瀋陽日本国総領事館への北朝鮮出身者による駆け込み事件が発生した。
14. 5.31 ～ 6.30	2002年ワールドカップ・サッカー大会の開催	韓国仁川国際空港に入国審査官14人を派遣し，プレクリアランス，韓国人に対する滞在期間30日間の期間限定査証免除措置等が実施された。
14. 6. 1 ～ 6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン月間」の実施	不法就労の防止について外国人や事業主，地方自治体，在日外国大使館等に理解と協力を呼び掛けた。
14. 6.11	第４次「出入国管理政策懇談会」（第10回会合）の開催及び「難民問題に関する専門部会」(第１回会合）開催	法務大臣の私的懇談会「出入国管理政策懇談会」に「難民問題に関する専門部会」が置かれた。第１回会合は，出入国管理政策懇談会との合同で行われ，現行難民認定制度についての説明及び質疑と３つの検討課題の確認がなされた。
14. 6.15	一日入国審査官の実施	東京入管局成田空港支局において，成田市立遠山中学校生５名が一日入国審査官を体験した。
14. 8. 1	技能実習対象職種の拡大	２職種（プリント配線板製造，寝具製作）を技能実習対象職種に加えた。
14. 7. 2	ブルガリア共和国との査証免除措置の実施	ブルガリア共和国との間で，外交旅券所持者に対して，一定の要件の下に相互査証免除措置が実施された。
14. 7.19	IT技術者受入れに係る法務省告示（韓国，中国）	韓国の機関が認定する資格の取得者及び中国の機関が実施する試験の合格者をIT技術者受入れに関する特例措置の対象とした。
14. 8.16	中国人不法入国者の集団送還（第36次）	中国人不法入国者64人を中国向け送還した。
14. 9.24 ～10.11	不法滞在外国人集中摘発の実施	東京入管局において首都圏集中摘発を実施し，入管法違反外国人742人（男性482人・女性260人）に対して，退去強制手続を執った。
14.10.23	「出入国管理及び難民認定法第２条第５号ロの地域を定める政令の一部を改正する政令」の施行 (平成14年政令第314号)	パレスチナ人に係る出入国関係事務の簡素・合理化を図る等の観点から，パレスチナ暫定自治政府が発行する旅券を入管法上の旅券として取り扱うことができることとした「出入国管理及び難民認定法第2条第5号ロの地域を定める政令の一部を改正する政令」が施行された。

（平成14年～15年）

年　月　日	出　来　事	内　　容
14.11. 1	岩国港出張所，八代港出張所の廃止 「難民認定制度に関する検討結果（中間報告）」の提出	広島入管局岩国港出張所，福岡入管局八代港出張所が廃止された。 出入国管理政策懇談会が，難民問題に関する専門部会から提出のあった「難民認定制度に関する検討結果（中間報告）」を了承し，法務大臣に報告した。
14.11.14	第30回「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」の開催	法務省，警察庁，外務省，財務省，海上保安庁，厚生労働省など関係省庁が情報交換を行い，協力体制をより一層緊密にして入管法事犯に適切に対処することを目的とし，福岡市内において，第30回「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」が開催された。
14.11.18 ～11.20	第16回「東南アジア諸国等出入国管理セミナー」の開催	法務省において，14か国（地域）を招へいして，第16回「東南アジア諸国等出入国管理セミナー」が開催された。
14.11.18 ～11.29	不法滞在外国人集中摘発の実施	全地方入管局において集中摘発を実施し，入管法違反外国人855人（男性346人・女性509人）に対して，退去強制手続を執った。
14.12. 1	水戸出張所の開設と日立港出張所，鹿島港出張所の廃止	茨城県水戸市に東京入管局水戸出張所が開設されるとともに，同局日立港出張所，同局鹿島港出張所が廃止された。
14.12. 9	「密入国」及び「人身取引」議定書への署名	我が国は，12月10日（日本時間），両議定書に署名した。
14.12.18	構造改革特別区域法の公布（平成14年法律第189号）	構造改革特別区域法が公布され，同法に基づき外国人研究者等について在留期間の伸長等の入管法の適用の特例が認められることとなった（平成15年４月１日施行）。
15. 1. 6	成田空港支局における入国・難民申請手続総合案内所の設置	出入国及び難民認定手続に関する案内を迅速・的確に行うため，東京入管局成田空港支局に入国・難民申請手続総合案内所を設置した。
15. 1.27 ～ 2.21	不法滞在外国人集中摘発の実施	名古屋及び大阪入管局において集中摘発を実施し，入管法違反外国人247人（男性86人・女性161人）に対して，退去強制手続を執った。
15. 2. 1	東京入管局が新庁舎に移転	東京入管局大手町庁舎及び同局第二庁舎が，品川埠頭に完成した新庁舎に移転し，同庁舎において，出頭申告・面会受付・仮放免業務が２月３日から，在留審査関係業務が２月10日から開始された。

（平成15年）

年　月　日	出　来　事	内　　容
15. 2. 1 ～ 2. 8	第5回冬季アジア競技大会の開催	大会関係者に対する査証免除措置が実施された。
15. 2.24	技能実習対象職種の拡大	１職種（食鳥処理加工）を技能実習対象職種に加えた。
15. 2.24 ～ 2.27	第8回「偽変造文書鑑識技術者セミナー」の開催	法務省において，20か国（地域）を招へいして「偽変造文書鑑識技術者セミナー」が開催された。
15. 3. 5	「第13回不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」の開催	法務省，厚生労働省，警察庁の３省庁により不法就労外国人対策等関係局長連絡会議を開催し，不法就労外国人対策の現状と今後の施策等について協議を行った。
15. 3.31	「被収容者処遇規則の一部を改正する省令」の公布	被収容者と領事官等以外の者との面会に際し，入国者収容所長等が入国警備官の立会の必要がないと認めるときは，面会の立会を省略することができることとした。
15. 4. 1	東京入管局難民調査部門，同局調査企画部門の新設	東京入管局永住・難民審査部門が分割され，同局永住審査部門，同局難民調査部門が新設された。また，同局企画管理部門，同局調査第一部門等の一部の業務が分離され，同局調査企画部門が新設された。
	新宿出張所の開設と東京港出張所，渋谷出張所の廃止	東京都新宿区に東京入管局新宿出張所が開設されるとともに，同局東京港出張所，同局渋谷出張所が廃止された。